

# 人と地域が輝く 心豊かな協働のまち

## 第6次八郎潟町総合計画

2016～2025

平成28年度～平成37年度





## ～人と地域が輝く 心豊かな協働のまち～ の実現に向けて

八郎瀨町では、平成18年度から平成27年度を目標年度とした「八郎瀨町総合振興計画第5次基本構想」において、「人・環境・文化のきらめくまち八郎瀨」を将来像としたまちづくりを進めてまいりました。

この間、人口減少社会の到来、少子・高齢化社会の進展、それに伴う地域コミュニティ機能の低下、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

あわせて、地方分権の進展にともなう行政需要や多様化・複雑化する町民ニーズに対しても、新たな対応をしていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、このたび平成28年度から10年間のまちづくりの指針を示した「第6次八郎瀨町総合計画」を策定しました。

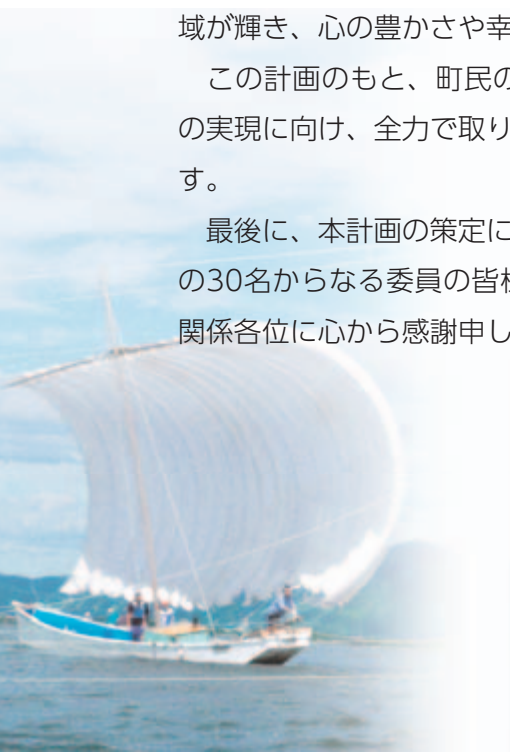
「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を町の将来像に掲げ、中長期的な政策や実現するための各種施策を具現化し、本町が進むべき道筋を示した計画となっており、本町の恵まれた自然・伝統文化・交通網などといった魅力を最大限に引き出しながら、人々の結集と創造により「新たな力」を生み出し、全町民が誇りを持ってこの町で育ち、学び、働き、生きること喜びを感じ、人と地域が輝き、心の豊かさや幸せを感じられるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

この計画のもと、町民の皆様と一緒に将来をしっかりと見据え、「住みたい町、住み続けたい町」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました八郎瀨町まちづくり計画策定審議会の30名からなる委員の皆様、町議会議員の皆様はじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

八郎瀨町長 島山 菊夫





# 総合計画の概要

## 計画の目的と役割

本計画は、本町のまちづくりの基本となるものであり、今後、展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となることを目的として策定します。

また、町民に対してこれからのまちづくりの基本的な考え方を明確にし、町政に対する理解と協力を求めるものとなります。

さらに、本計画に基づく各種施策や事業が計画的に推進されるように、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有しています。



## 計画の構成と期間

### 基本構想

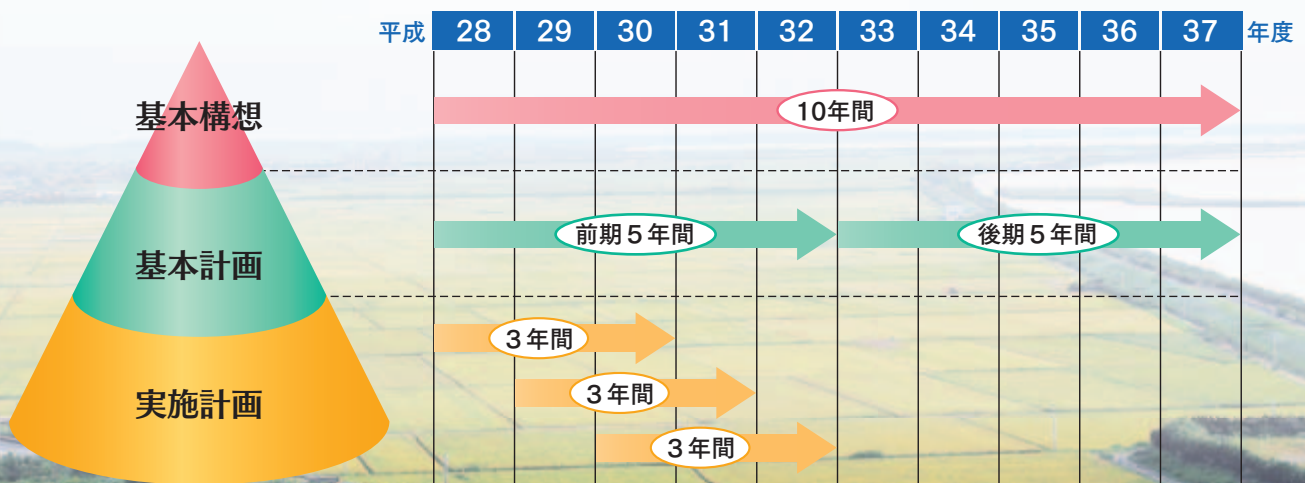
基本構想は、長期的な観点から、町民と行政が一体となって目指していくまちづくりの基本理念、将来像とともに、これを実現するためのまちづくりの方向性を示すものです。  
【計画期間：平成28年度～平成37年度】

### 基本計画

基本計画は、基本構想に示す施策の基本方向に基づき、将来像の実現に向けた具体的な目標とそれを実現するための各部門における施策を体系的に示すものです。  
【計画期間：前期 平成28年度～平成32年度／後期 平成33年度～平成37年度】

### 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の方向を受けて、具体的な事業の実施に関わる事項を示すものです。  
【計画期間：平成28年度～平成30年度（向こう3年間を年度ごとに見直し）】



# 基本構想

## まちづくりの基本理念

### 基本理念

#### 1 地域の特性を活かしたまちづくり

恵まれた自然・伝統文化・交通網などの地域の特性を活かしながら、新たな時代を拓く人を育み、快適で活気あふれるまちづくりをめざします。



#### 2 町民の暮らしを大切にしたまちづくり

町民の暮らしに着目した町政運営を進め、多様化・複雑化する町民ニーズや様々な地域事情を踏まえた効果的な取り組みを推進するまちづくりをめざします。



#### 3 町民とともに進めるまちづくり

責任ある行政サービスの提供と合わせ、町民自らがまちづくりに関わることができ、多様な形態での協働によるまちづくりをめざします。

## まちの将来像

本町の有するすべての魅力を最大限に引き出しながら、人々の結集と創造によって「新たな力」を生み出すとともに、全町民が、誇りを持ってこの町で育ち、学び、働き、生きることに喜びを感じ、お互いを敬い、家族・地域の絆を大切に、人と地域が輝き、心の豊かさや幸せを感じられるまちをつくり上げていくという想いを込め、基本理念を踏まえて、将来像を次のとおり定めます。

### 将来像

## 人と地域が輝く 心豊かな協働のまち





# 施策の体系



第6次八郎潟町総合計画における施策の体系は、次のとおりであります。



# 基本計画

## 1 とともに築く連携と協働のまちづくり

本町に住む人たちが、誇りを持ってこの町で暮らし、いきいきと活動できることを目指して、町民・行政の協働によるまちづくりを進める環境をつくります。

また、まちづくりの前提である人権の尊重や、男女がともに社会参画できる男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、地域において町民同士がお互いに助け合えるよう、希薄化しつつある「人と人とのつながり」を強める仕組みづくりを進めます。



基本施策	主要施策
① 町民との協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会等の活性化支援の促進</li> <li>■ シニア世代の活用促進</li> </ul>
② 人権・男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権教育と啓発の推進</li> <li>■ 男女共同参画の推進</li> </ul>

## 2 すこやかに安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化、若者の都市圏等への流出、核家族化、女性の社会進出が加速的に進む中、町民が地域ですこやかに安心して暮らすためには、「公助」のみならず、地域の支え合いを中心とした「共助」の精神により、町民が互いに助け合い配慮しながら生活していくことが求められています。

健康と介護予防に向けた取り組みを強化し、社会的弱者といわれる高齢者や障がい者を地域全体で見守る体制づくりを進めつつ、同時に次世代を担う児童がすこやかに生まれ育つよう、子育て家庭への支援を展開します。



基本施策	主要施策
① 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 健康づくりの推進意識の高揚と町民の主体的な健康づくりへの支援</li> <li>■ 健康診査の充実と保健事業の強化</li> <li>■ 母子保健の充実</li> <li>■ 心の健康づくり・自殺予防</li> </ul>
② 地域医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域医療（体制）の充実</li> </ul>
③ 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在宅福祉活動施策の推進</li> <li>■ 関係機関・団体との連携</li> <li>■ 生活困窮者に対する支援</li> </ul>
④ 高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域ケア体制の構築</li> <li>■ 介護保険給付制度の普及</li> <li>■ 認知症施策の推進</li> <li>■ 高齢者の積極的な社会参加</li> </ul>
⑤ 児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育サービスの充実</li> <li>■ 放課後子ども総合プランの推進</li> <li>■ 児童健全育成の推進</li> <li>■ 児童虐待防止策</li> </ul>
⑥ 心身障がい(児)者福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活支援の充実</li> <li>■ 理解と協力の拡大</li> <li>■ 就労と社会参加の拡大</li> </ul>
⑦ 社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国民健康保険制度の推進</li> <li>■ 保険税の収納率向上</li> <li>■ 後期高齢者医療制度の推進</li> <li>■ 広報活動の充実と周知徹底</li> <li>■ 福祉医療制度の推進</li> <li>■ 健康診査等事業の推進</li> <li>■ 国民年金制度の啓発</li> </ul>



### 3 次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり

緑豊かな自然と美しい景観を次世代に引き継いでいくためにも、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、循環型社会の形成に向けて、豊かな自然を守り育てていきます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進む中、町民が安心できる快適な生活環境の実現や持続可能な社会の形成を目指し、景観や自然環境を損なわない土地利用を推進するとともに、安全・安心まちづくりの基礎となる、消防・防災・救急体制の構築や交通事故防止施策、防犯体制の強化を地域全体で取り組みます。



基本施策	主要施策
① 交通安全・防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全活動の推進</li> <li>防犯活動の推進</li> <li>組織の育成と強化</li> </ul>
② 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災設備の強化</li> <li>防災対策の強化</li> <li>防災組織の育成・強化</li> <li>消防団組織の育成・強化</li> </ul>
③ 住宅・住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営住宅の整備</li> <li>安全安心住まい推進事業</li> <li>空き家対策事業</li> </ul>
④ 上水道・生活排水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化施設更新計画の推進</li> <li>送水・配水管の耐震化推進</li> <li>下水道施設の長寿命化</li> <li>水洗化普及推進事業の推進</li> </ul>
⑤ 交通体系	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県道の整備促進</li> <li>町道の整備</li> </ul>
⑥ 循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化の推進</li> <li>ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進</li> <li>地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進</li> </ul>
⑦ 生活環境保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>八郎湖水質改善対策の推進</li> <li>アオコ遡上の防止対策</li> <li>一部事務組合（し尿処理施設）の健全運営</li> </ul>

### 4 にぎわいと活力あふれるまちづくり

産業振興により町を豊かにすることは、地域経済の活性化や町民の活力の向上につながるほか、新たな雇用の場の創出や若年層の定住にもつながります。そのため、社会の変化や時代のニーズに柔軟に対応し、各産業が地域の資源・魅力・特色などを最大限に活かした取り組みが求められています。

そのため、各産業において効果的な支援を行うとともに、産業間の連携を深め、相乗効果を生み出せる仕組みをつくり、町民と一体となった産業振興を進めます。



基本施策	主要施策
① 農林漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>人手の足りない農家への組織的支援の導入</li> <li>特産品の研究開発の促進</li> <li>生産物の販路拡大の促進</li> <li>廃棄ロスの削減の促進</li> <li>ブランド化による需要喚起と販売単価の向上</li> <li>農業の生産性向上</li> </ul>
② 商工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要店舗の誘致</li> <li>商店街の魅力向上</li> <li>はちパルと商店街の融合支援</li> <li>商店の販売員支援</li> <li>製造業・建設業の活性化</li> </ul>
③ 観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>八郎湯町らしい宿泊とサービスの提供</li> <li>宿泊需要の喚起</li> <li>町の特性を活かした新プランの提案</li> <li>他市町村との広域連携強化</li> <li>情報発信の強化</li> </ul>
④ 雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の起業支援</li> <li>子どもへの体験学習の推進</li> </ul>

## 5 ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり

すべての町民が、ふるさと教育による学びと文化にふれあい、郷土愛豊かなまちづくりを進めます。将来を担う子どもたちが、個性を伸ばし豊かな心を育てる教育環境と施設整備の充実に努めます。

また、あらゆる世代の町民が楽しみながら学ぶことのできる生涯学習の確立と健康で豊かな生活の実現のために社会体育の推進を図ります。



基本施策	主要施策
① 学校(園)教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 知・徳・体を身に付けた実践力のある子供の育成</li> <li>■ インクルーシブ教育の構築</li> <li>■ 不審者侵入等に対する危機管理対応</li> <li>■ 預かり保育の充実</li> </ul>
② 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学習機会の充実</li> <li>■ 家庭教育への支援</li> <li>■ 芸術文化の振興</li> <li>■ 文化財の保護と継承</li> <li>■ 町立図書館の充実</li> <li>■ 公民館（農村環境改善センター）の施設・設備の充実</li> </ul>
③ 社会体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町民総参加の各種大会・教室等の開催</li> <li>■ スポーツ団体の育成と指導者の養成</li> <li>■ オリンピック記念会館を中心とした体育施設の開放</li> <li>■ 総合型地域スポーツクラブへの支援と普及</li> <li>■ 町民体育祭（隔年実施）の開催</li> <li>■ 町民体育館などの施設の整備</li> </ul>

## 6 効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

町民自らが町をよりよいものとするための知恵や工夫を見出し、地域全体で住みよさをつくるため、コミュニティ活動の支援や広報・広聴活動の充実による情報共有に努めるとともに、行財政運営については、継続して行財政改革を推進し、効果的で柔軟な行政運営、健全な財政運営に取り組みます。

加えて、近隣自治体と広域的な連携を図り、本町や近隣自治体の住民にとって有益なまちづくりを進めます。

基本施策	主要施策
① 行財政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行財政改革の推進</li> <li>■ 情報共有化の推進</li> <li>■ 公聴活動の充実</li> </ul>
② 広域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広域的市町村との連携強化</li> </ul>



### 第6次八郎潟町総合計画

発行：平成28年3月

編集発行：八郎潟町総務課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5800 FAX 875-3096

ホームページ <http://www.town.hachirogata.akita.jp/>

印刷：一日市印刷

〒018-1614 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田98-11

TEL 018-875-2038 FAX 875-3971